

宇部市水道局職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則

令和四年四月一日

沿革

令和 四年十二月二十六日 管理規程第 五十五号 第一次改正
令和 七年 三月二十五日 管理規程第 十六号 第二次改正

水道事業管理規程第三十六号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この細則は、宇部市水道局職員の給与に関する規程（令和四年水道事業管理規程第三十五号。以下「給与規程」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準について定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 給与規程第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）をいう。

二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

三 降格 職員の職務の級を給料表の低位の職務の級に変更することをいう。

四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第六条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。

五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

八 正規の試験 職員採用試験として上級、中級及び初級に区分して実施する競争試験をいう。

九 上級 職員採用上級試験をいう。

十 中級 職員採用中級試験をいう。

十一 初級 職員採用初級試験をいう。

一部改正（令和四年十二月二十六日）

第二章 級別定数

(級別定数)

第三条 給与規程第五条第一項の規定による職務の級の定数は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

第三章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第四条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第一に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定

めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第五条 級別資格基準表は、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要経過年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経過年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

一 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等（同表の職種欄の区分の適用を受ける者にあつては同表に定める学歴免許等）の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第二に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、当該学歴免許等の区分による。

（経過年数の起算及び換算）

第六条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経過年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経過年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第三に定める経過年数換算表（以下「経過年数換算表」という。）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経過年数の調整）

第七条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第四に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経過年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経過年数とする。

（経過年数の取扱いの特例）

第八条 経過年数換算表の備考に別段の定めがある場合における経過年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、その定め定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第九条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

一 第十三条又は第十四条第一項の規定の適用を受けて、初任給を決定された職員 局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

二 第十六条の規定の適用を受けた職員及び第十七条第一号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

第四章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第十条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

一 職務の級が八級、七級又は六級にあつては、あらかじめ管理者の承認を得ること。

二 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

(新たに職員となった者の号給)

第十一条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が給与規程別表第三に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給（新たに職員となった日の属する年度の四月一日現在におけるその者の年齢に応じ、別表第五に定め初任給の号給に読み替えることができる。）とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に第二十九条第一項の規定により得られる号給とする。

2 職務の級に最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十二条 初任給基準表は、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十三条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（一年未満の端数があるときはこれを切り捨てた年数）の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定

の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち局内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。ただし、管理者が定める号給を超える号給とすることはできない。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 第五条第二項第二号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

三 前二号又は次号に該当する者以外の者（職務の級を第十条第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。） 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第六条から第八条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第十五条 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十六条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前二条の規定による場合には著しく局内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

一 国家公務員及び他の地方公共団体の地方公務員

二 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

三 管理者が前二号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合等の号給）

第十七条 次に掲げる場合において、号給の決定について第十四条又は第十五条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

一 特殊の技術、経験等が必要とする職に職員を採用しようとする場合

二 法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定により職員を採用しようとする場合

一部改正（令和四年十二月二十六日）

（特定の職員についての号給）

第十八条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第十条第一号に掲げる職務の級に決定された者について局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、第十四条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（臨時的任用職員となった者の職務の級）

第十九条 臨時的任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

（臨時的任用職員となった者の号給）

第二十条 臨時的任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が宇部市水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和四年水道管理規程第四十二号）別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（臨時的任用職員として宇部市水道局において同種の職務に在職した年数をいう。第二十三条において同じ。）を有する臨時的任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第二十二條から第二十四条までに定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

（職種別基準表の適用方法）

第二十一条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第二十二條 臨時的任用職員となつた者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第四に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第二十三條 臨時的任用職員となつた者のうち、経験年数を有する者の号給は、それぞれの年度ごとに経験月数を十二月で除した数に、通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間数を宇部市水道局職員就業規程(令和四年水道事業管理規程二十七号)第五条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ、当該乗じて得た数に四を乗じて得た数をそれぞれ合算した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を第二十条第一項の規定による号給の号数(前条の規定による場合は、その号給の号数とする。)に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第二十四條 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常勤の職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、常勤の職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第二十五條 職種別基準表の学歴免許等欄に区分の定めがない職種欄の区分の適用を受ける臨時的任用職員については、第二十二條の規定は適用しない。

第五章 昇格、降格その他の異動

(昇格)

第二十六條 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

一 第十条第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ管理者の承認を得ること。

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

三 前号に掲げるもののほか、職務の級が三級の職員については、その者の勤務成績の証明に基づき、別に定めるところにより昇格させるものとする。

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

3 第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、職務の級が三級の職員であつて、級別資格基準表に定めるその者の昇格に係る必要経験年数及び必要在級年数を満たしてい

ないもののうち勤務成績が特に良好である職員については、別に定めるところにより昇格させることができる。

（上位資格の取得等による昇格）

第二十七条 職員が第五条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合等の昇格）

第二十八条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障がいの状態となった場合は、第二十六条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第二十九条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第六に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とし、対応する号給が同表に定められていないときは、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

2 前三条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第二十七条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

（降格）

第三十条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

追加（令和七年三月二十五日）

（降格の場合の号給）

第三十条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第六の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにお

ける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

一部改正（令和七年三月二十五日）

第六章 昇給

（昇給日）

- 第三十一条 給与規程第五条第六項の管理者が定める日は、第三十五条又は第三十六条に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

- 第三十二条 給与規程第五条第六項の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

- 第三十三条 給与規程第五条第七項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、別に定める場合を除き、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じ、給与規程別表第四に定める号給数により、管理者が定める号給数とする。この場合において、昇給区分が次項第四号に決定された職員は、昇給しない。

- 2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するか判断に応じ、それぞれ当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 勤務成績が特に良好である職員（以下「A」という。）

二 勤務成績が良好である職員（以下「B」という。）

三 勤務成績がやや良好でない職員（以下「C」という。）

四 勤務成績が良好でない職員（以下「D」という。）

- 3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の六分の一に相当する期間を超える期間を勤務していない職員（前項第四号に掲げる職員を除く。）の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、C又はDに決定するものとする。

- 4 前項の規定により昇給区分をC又はDに決定することとなる職員について、当該職員の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（Aを除く。）に決定することができる。

- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第二十九条第三項若しくは第三十九条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給

を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定により算出した号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において、第二項の規定により昇給区分をAに決定する職員の昇給の号給数の合計から当該職員について昇給区分をBに決定するとした場合の昇給の号給数の合計を減じて得た数は、管理者の定める号給数を超えてはならない。

（昇給号給数の抑制に係る特例）

第三十四条 給与規程第五条第九項で定める職員は、職務の級が五級以下である者（以下「特定職員」という。）とし、特定職員は五十八歳に達した日の翌日以降の最初の四月一日以後に昇給させる場合は、給与規程別表第四に定める号給数とする。

（研修、表彰等による昇給）

第三十五条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第五条第七項の規定により昇給させることができる。

一 あらかじめ管理者の承認を得た研修に参加し、特に良好な成績で終了した場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により、職務上特に功績があつたことにより管理者から表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 法第二十八条第一項第四号に該当して退職する場合 退職の日
（特別の場合の昇給）

第三十六条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤になり、又は著しい障がいの状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に給与規程第五条第七項の規定により昇給させることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第三十七条 この章の規定は、職務の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（臨時的任用職員についての適用除外）

第三十八条 この章の規定は、臨時的任用職員には、適用しない。

第七章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第三十九条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の昇給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第二十九条第三項の規定の適用を受け

る場合を除く。）又は管理者が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第四十条 休職にされ、若しくは法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第七に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとしてみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合又は管理者が定めるこれに準ずる場合における前項の規定による号給の調整が、局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

（派遣職員の退職時の号給の調整）

第四十一条 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第四十二条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（その他）

第四十三条 特別の事情により、この細則の規定によりできない場合又はこの細則の規定によりことが著しく不適當であると認められる場合には、別に管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（第一次改正）

（施行期日）

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の宇部市水道局職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則の規定を適用する。

附 則（第二次改正）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一(第四条関係)

級別資格基準表

職種	試験	学歴 免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
				1. 75	4	4	4
			0	1. 75	5. 75	9. 75	13. 75
企業職 員	正規の試験	上級		4. 25	4	4	4
			0	4. 25	8. 25	12. 25	16. 25
				6. 75	4	4	4
	中級		0	6. 75	10. 75	14. 75	18. 75
				9. 75	4	4	4
	初級	高校卒		9. 75	13. 75	17. 75	21. 75
その他		中学卒					
			0	9. 75	13. 75	17. 75	21. 75

別表第二 (第五条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴 区分	学歴区分	
大学卒	1 博士課程終了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

	4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	5 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。) の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
短大卒	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第三 (第六条関係)

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員 又は旧公共企業体、政府 関係機関若しくは外国政 府の職員としての在職間	職員の職務とその種類が類似 する職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下(局内の他の職員との 均衡を著しく失う場合は、100／ 100以下)
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその経験 が直接役立つと認められる職 務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規 の修学年数内の期間に限る。)		100／100以下
その他 の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又 は経験が必要とする職務に従事した期間で、そ の職務についての経験が職員としての職務に直 接役立つと認められるもの	100／100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職 務についての経験が職員としての職務に役立つ と認められるもの	50／100以下(局内の他の職員との 均衡を著しく失う場合は、80／ 100以下)
	その他の期間	25／100以下(局内の他の職員との 均衡を著しく失う場合は、50／ 100以下)

備考

1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対する換算率欄の率を80／100以下(局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100／100以下)とする。

2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第四 (第七条関係)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基礎学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ別表第二の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 別表第一の級別資格基準表又は別表第五の初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限が4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 その他の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第五（第十一条関係）

新たに職員となつた日の属する年度の 4月1日現在における年齢		初任給
18歳以上	19歳未満	1級 9号給
19歳以上	21歳未満	1級 13号給
21歳以上	22歳未満	1級 17号給
22歳以上	24歳未満	1級 21号給
24歳以上	25歳未満	1級 25号給
25歳以上	27歳未満	1級 29号給
27歳以上	28歳未満	1級 33号給
28歳以上	30歳未満	2級 5号給
30歳以上	31歳未満	2級 9号給
31歳以上	33歳未満	2級 13号給
33歳以上	34歳未満	2級 17号給
34歳以上	36歳未満	3級 5号給
36歳以上	37歳未満	3級 9号給
37歳以上	39歳未満	3級 13号給
39歳以上	40歳未満	3級 17号給
40歳以上	42歳未満	4級 5号給
42歳以上		4級 9号給

別表第六(第二十九条関係)
一部改正 (令和7年3月25日)
昇給時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	3
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	1	5
14	1	1	1	1	6
15	1	1	1	1	7
16	1	1	1	1	8
17	1	1	1	1	9
18	1	2	2	2	10
19	1	3	3	3	11
20	1	4	4	4	12
21	1	5	5	5	13
22	1	6	6	6	14
23	1	7	7	7	15
24	1	8	8	8	16
25	1	9	9	9	17
26	1	10	10	10	18
27	1	11	11	11	19
28	1	12	12	12	20

	29	1	13	13	21
	30	1	14	14	22
	31	1	15	15	23
	32	1	16	16	24
	33	1	17	17	25
	34	2	18	18	26
	35	3	19	19	27
	36	4	20	20	28
	37	5	21	21	29
	38	6	22	22	30
	39	7	23	23	31
	40	8	24	24	32
	41	9	25	25	33
	42	10	26	26	34
	43	11	27	27	35
	44	12	28	28	36
	45	13	29	29	37
	46	14	30	30	38
	47	15	31	31	39
	48	16	32	32	40
	49	17	33	33	41
	50	18	34	34	42
	51	19	35	35	43
	52	20	36	36	44
	53	21	37	37	45
	54	21	37	38	46
	55	22	38	39	47
	56	22	38	40	48
	57	23	39	41	49
	58	23	39	42	50
	59	24	40	43	51
	60	24	40	44	52

	61	25	41	45	53
	62	25	42	45	54
	63	26	43	45	55
	64	26	44	46	56
	65	27	45	46	57
	66	27	45	46	58
	67	28	46	47	59
	68	28	46	47	60
	69	29	47	47	61
	70	29	47	48	62
	71	29	48	48	63
	72	30	48	48	64
	73	30	49	49	65
	74	30	49	49	66
	75	31	49	49	67
	76	31	49	50	68
	77	31	49	50	68
	78	32	50	50	68
	79	32	50	51	68
	80	32	50	51	68
	81	33	50	51	69
	82	33	50	52	69
	83	33	51	52	69
	84	34	51	52	69
	85	34	51	53	69
	86	34	51	53	70
	87	35	51	53	70
	88	35	52	53	70
	89	35	52	54	71
	90	36	52	54	72
	91	36	52	54	73
	92	36	52	54	74

	93	37	53	55	75
	94		53	55	
	95		53	55	
	96		53	55	
	97		53	55	
	98		54	55	
	99		54	55	
	100		54	56	
	101		54	56	
	102		54	56	
	103		55	56	
	104		55	56	
	105		55	56	
	106		55	56	
	107		55	57	
	108		56	57	
	109		56	57	
	110		56	57	
	111		56	57	
	112		56	57	
	113		56	57	
	114		56		
	115		56		
	116		56		
	117		57		
	118		57		
	119		57		
	120		57		
	121		57		
	122		57		
	123		57		
	124		57		
	125		57		

別表第六の二(第三十条の二関係)
追加 (令和7年3月25日)

降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	38	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	41	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	54	37	37	29	29	34	33
22	56	38	38	30	30	36	34
23	58	39	39	31	31	38	35
24	60	40	40	32	32	40	36
25	62	41	41	33	33	42	38
26	64	42	42	34	34	44	40
27	66	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47

29	71	45	45	37	37	52	52
30	74	46	46	38	38	56	57
31	77	47	47	39	39	77	61
32	80	48	48	40	40	84	61
33	83	49	49	41	41	85	61
34	86	50	50	42	42	85	61
35	89	51	51	43	43	85	61
36	92	52	52	44	44	85	61
37	93	54	53	45	45	85	61
38	93	56	54	46	46	85	61
39	93	58	55	47	47	85	61
40	93	60	56	48	48	85	61
41	93	61	57	49	50	85	61
42	93	62	58	50	52	85	61
43	93	63	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	77	75	57	66	85	
50	93	82	78	58	76	85	
51	93	87	81	59	88	85	
52	93	92	84	60	92	85	
53	93	97	88	61	93	85	
54	93	102	92	62	93	85	
55	93	107	99	63	93	85	
56	93	116	106	64	93	85	
57	93	125	113	65	93	85	
58	93	125	113	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	

61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			

93	93	93	125	113	93			
94	93	93	125					
95	93	93	125					
96	93	93	125					
97	93	93	125					
98	93	93	125					
99	93	93	125					
100	93	93	125					
101	93	93	125					
102	93	93	125					
103	93	93	125					
104	93	93	125					
105	93	93	125					
106	93	93	125					
107	93	93	125					
108	93	93	125					
109	93	93	125					
110	93	93	125					
111	93	93	125					
112	93	93	125					
113	93	93	125					
114	93	93						
115	93	93						
116	93	93						
117	93	93						
118	93	93						
119	93	93						
120	93	93						
121	93	93						
122	93	93						
123	93	93						
124	93	93						
125	93	93						

別表第八(第四十条関係)

休職期間等調整換算表

休職等期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病に係る休職又は休暇の期間	3/3以下
派遣職員の派遣の期間	3/3以下
宇部市水道局職員就業規程(令和4年規程第27号)第22条に規定する介護休暇の期間	3/3以下
専従許可の有効期間	2/3以下
公務外の負傷若しくは疾病による休職(通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。)又は休暇(通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。)の期間	1/3以下(結核性疾患によるものである場合にあつては1/2以内)
刑事事件に関し起訴されたことによる休職の期間	0(ただし、無罪判決を受けた場合は3/3以下)

備考

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣される職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。